

御殿場市中小企業振興推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市中小企業振興基本条例（平成30年御殿場市条例第21号）第12条第8項の規定に基づき、御殿場市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が推進会議に諮り定める。

附 則

この規則は、御殿場市中小企業振興基本条例の施行の日から施行する。